

山形県若者定着奨学金返還支援事業 がスタートします。

山形県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、県と県内市町村が連携して、奨学金の返還を支援します。「地方創生枠」と「市町村連携枠」の2事業を実施します。

【地方創生枠】募集のお知らせ

募集人数：100名

募集期間：平成28年2月25日～3月10日17時

申請先：大学等を卒業後に居住予定の市町村

1 募集対象者

次の各号に全て該当する方

- ① 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度卒業見込みの方、又は卒業した方
- ② 県内外の大学、大学院修士課程、高等専門学校（第4学年以上）、県内の短期大学又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に
来年度進学予定又は在学する方
- ③ 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を希望する方
又は貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後6か月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その
後3年間継続する見込みの方
- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。公務員は対象外です。
 - ア 商工分野
 - イ 農林水産分野
 - ウ 建設分野
 - エ 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く）
 - オ その他

2 助成金額

奨学金の返還残高又は助成候補者の認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限に支援します。

（例）4年制大学を卒業した場合：26,000円×48か月＝1,248,000円
を上限に支援します。

※申請した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が
1/2に減額となります。

3 応募方法

次の書類を、標記の募集期間内に大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。様式は、山形県のホームページに掲載しています。

- ①山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書
- ②成績証明書（今年度高校卒業見込みの方は高校の成績証明書
大学等に在学中の方は、大学等の成績証明書）
- ③平成27年の家計支持者の所得に関する証明書の写し
- ④予約採用決定通知書、奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し
（予約採用者、既に奨学金の貸与を受けている場合）

4 助成候補者の認定

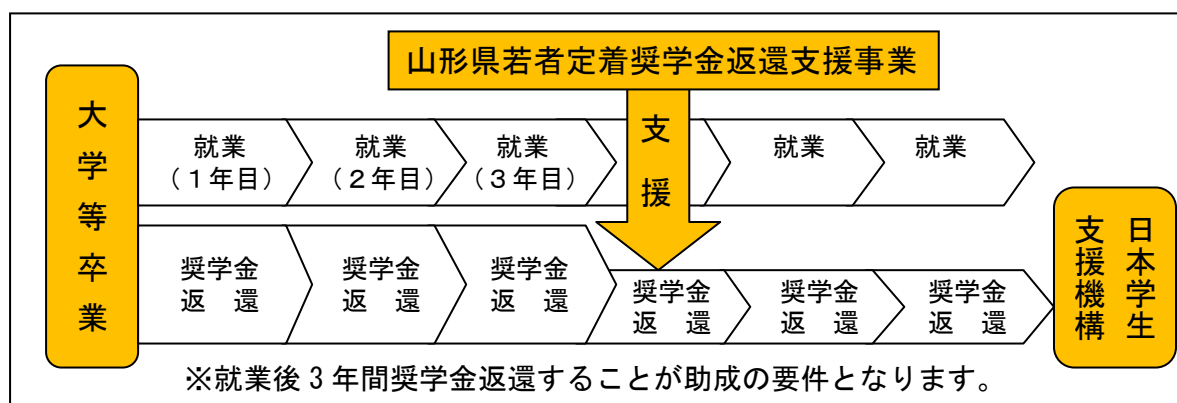
書類審査により選考し、その結果を平成28年3月末までに文書で通知します。

助成候補者に認定された方は、学力や家計等の基準を満たす場合、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の優先貸与を受けることができます。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、6か月以内に県内に居住、かつ対象産業分野へ3年間就業した場合に助成します。

助成金額は、山形県が日本学生支援機構に対し、繰上返還として支払います。本人にはお支払いいたしません。



6 お問い合わせ先

詳しくは、居住を希望する市町村にお問い合わせください。

また、「市町村連携枠」の募集については、居住を希望する市町村にお問い合わせください。

7 参照先及びQRコード

山形県ホームページアドレス：

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/syogakukinhenkansien.html>

